

浦 臼 町 水 防 計 画

《 本 編 》

令和4年3月

浦 臼 町 防 災 会 議

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	2
第3節 水防の責任等	3
第1 水防管理団体（町）の責任	3
第2 道の責任	3
第3 国土交通省の責任	4
第4 河川管理者の責任	4
第5 気象庁の責任	5
第6 居住者等の義務	5
第7 水防協力団体の義務	5
第4節 水防計画の作成及び変更	6
第1 水防計画の作成及び変更	6
第2 大規模氾濫減災協議会	6
第5節 安全配慮	7
第2章 水防組織	9
第1節 浦臼町の水防組織	9
第1 浦臼町の組織	9
第2 浦臼町防災会議	9
第3 水防本部の組織及び業務分担	9
第4 消防機関の組織及び水防分担区域	9
第3章 重要水防箇所	11
第1 国土交通省管理重要水防箇所	11
第2 道管理重要水防箇所	11
第4章 予報及び警報等の伝達	13
第1節 気象庁が行う予報及び警報	13
第1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報	13
第2節 洪水予報河川における洪水予報	17
第1 種類及び発表基準	17
第2 国が行う洪水予報	17
第3節 水防警報	19
第1 安全確保の原則	19
第2 洪水時の河川に関する水防警報	19
第5章 水位等の観測、通報及び公表	21
第1節 水位の観測、通報及び公表	21
第1 水位観測所	21

第2	水位の通報	21
第3	障害時の水位の通報	21
第4	水位等通報系統図	22
第5	水位の公表	22
第6	欠測時の措置	22
第2節	雨量の観測及び通報	23
第1	雨量観測所	23
第2	雨量の通報	23
第6章	気象予報等の情報収集	25
第1	気象情報	25
第2	雨量・河川水位	25
第3	北海道の防災情報	25
第4	気象情報等の種類	26
第7章	水門等の操作	29
第1	河川区間の水門等（洪水）	29
第2	操作の連絡	29
第3	連絡系統	29
第8章	通信連絡	31
第1	水防通信網の確保	31
第2	通信手段の確保等	31
第3	通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等	31
第4	通信連絡系統	35
第9章	水防施設及び輸送	37
第1節	水防倉庫及び水防資器材	37
第1	水防資器材の保有状況調査	37
第2	水防資器材の備蓄	37
第3	水防用土砂の採取	37
第2節	輸送の確保	38
第1	輸送路線の確保	38
第2	輸送計画	38
第10章	水防活動	39
第1節	水防配備	39
第1	町の非常配備	39
第2節	巡視及び警戒	41
第1	平常時	41
第2	出水時	41
第3節	水防作業	42
第4節	緊急通行	43

第1	緊急通行	43
第2	損失補償	43
第5節	警戒区域の設定	44
第1	警戒区域の設定	44
第2	警察官の警戒区域の設定	44
第3	警戒区域設定の報告	44
第6節	避難のための立退き	45
第1	避難及び立退きの指示	45
第2	警察官の避難の指示	45
第3	避難場所の指定及び避難者等の輸送	45
第4	特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達	45
第7節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	46
第1	決壊・漏水等の通報	46
第2	決壊・漏水等の通報系統	46
第3	決壊等後の措置	46
第8節	水防配備の解除	47
第1	水防管理団体（町）の非常配備の解除	47
第2	消防団（水防団）の非常配備の解除	47
第11章 水防信号、水防標識等		49
第1節	水防信号	49
第2節	水防標識	50
第3節	身分証票	51
第12章 協力及び応援		53
第1	河川管理者の協力及び援助	53
第2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	53
第3	警察官の援助要求	54
第4	自衛隊の派遣要請	54
第5	国（札幌開発建設部滝川河川事務所、札幌管区气象台等）との連携	54
第6	企業との連携	55
第7	住民、自主防災組織等との連携	55
第13章 費用負担と公用負担		57
第1節	費用負担	57
第1	費用負担	57
第2	利益を受ける市町村の費用負担	57
第2節	公用負担	58
第1	公用負担	58
第2	公用負担権限委任証	58
第3	公用負担命令票	58
第4	損失補償	58

第14章 水防報告	59
第1節 水防記録	59
第2節 水防報告	60
第1 水防報告	60
第2 水防活動実施報告	60
第15章 水防訓練	61
第1 水防訓練	61
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	63
第1 洪水浸水想定区域の指定状況	63
第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	63
第3 洪水ハザードマップ	63
第4 予想される水災の危険の周知等	64
第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	64
第17章 水防協力団体	65
第1 水防協力団体の指定	65
第2 水防協力団体の業務	65
第3 水防協力団体と消防団（水防団）等の連携	65

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる浦臼町（以下「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川又は湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

標記	説明
水防管理団体	水防の責任を有する町をいう（法第2条第2項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として道知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体の長である町長をいう（法第2条第3項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消防機関の長	消防本部を置かない町にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者（町長）が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は道知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに道知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者（町長）又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして道知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。消防団（水防団）の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 水防管理団体（町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 水防団の設置（法第5条）
- 2 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- 4 水位の通報（法第12条第1項）
- 5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- 6 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- 7 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- 8 消防団（水防団）及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- 9 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- 10 警戒区域の設定（法第21条）
- 11 警察官の援助の要求（法第22条）
- 12 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- 13 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- 14 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- 15 避難のための立退きの指示（法第29条）
- 16 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 17 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- 18 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- 19 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- 20 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 21 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- 22 消防事務との調整（法第50条）

第2 道の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- 2 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第4項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- 4 水防協議会の設置（法第8条第1項）

- 5 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- 6 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- 8 水位周知河川及び水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- 9 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- 10 洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- 11 道大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- 12 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- 13 水防信号の指定（法第20条）
- 14 避難のための立退きの指示（法第29条）
- 15 緊急時の水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）又は消防機関の長への指示（法第30条）
- 16 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- 17 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 18 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

第3 国土交通省の責任

- 1 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- 2 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- 3 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- 4 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- 5 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- 6 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- 7 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- 8 重要河川における道知事等に対する指示（法第31条）
- 9 特定緊急水防活動（法第32条）
- 10 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- 11 道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

第4 河川管理者の責任

- 1 水防管理団体（町）が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- 2 水防管理者（町長）に対する浸水被害軽減地区の指定及び町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

第5 気象庁の責任

- 1 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 2 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

第6 居住者等の義務

- 1 水防への従事（法第24条）
- 2 水防通信への協力（法第27条）

第7 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報（法第25条）
- 2 決壊後の処置（法第26条）
- 3 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 4 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

第1 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、浦臼町防災会議に諮るとともに、道知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第2 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する道大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5節 安全配慮

洪水又は内水のいずれにおいても、消防団（水防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員（水防団員）自身の安全は確保しなければならない。

1 配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員（水防団員）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、消防団員（水防団員）等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を消防団員（水防団員）等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員（水防団員）全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 浦臼町の水防組織

第1 浦臼町の組織

町は、浦臼町災害対策本部条例（昭和38年3月31日条例第7号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、その総括は総務課（交通防災係）が行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとする。

第2 浦臼町防災会議

法第33条の規定に基づく水防計画の調査及び審議は、浦臼町防災会議が行うものとする。

なお、浦臼町防災会議の組織は、資料1のとおりである。

資料1 浦臼町防災会議の組織

資料編P. 1

第3 水防本部の組織及び業務分担

水防本部の業務分担は資料2のとおりである。

資料2 水防本部の業務分担

資料編P. 2

第4 消防機関の組織及び水防分担区域

消防機関の組織及び水防分担区域は資料3のとおりである。ただし、分担区域外にあっても消防長又は消防署長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し現地水防活動に当たるものとする。

資料3 消防機関の組織及び水防分担区域

資料編P. 10

第3章 重要水防箇所

水防管理者（町長）等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

第1 国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所は、資料4のとおりである。

資料4 重要水防箇所・大臣管理区間

資料編P. 11

第2 道管理重要水防箇所

道管理河川における重要水防箇所は、資料5のとおりである。

資料5 重要水防箇所・知事管理区間

資料編P. 13

第4章 予報及び警報等の伝達

第1節 気象庁が行う予報及び警報

第1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び道知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

1 注意報、警報、特別警報の種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

2 発表基準等（令和3年6月8日現在）

（1）大雨注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
空知地方	中空知	浦臼町	8	86
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。				

(2) 大雨警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
空知地方	中空知	浦臼町	13	146
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。				

(3) 洪水注意報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準
空知地方	中空知	浦臼町	札的内川流域=6.1 浦臼内川流域=5.5 黄臼内川流域=5.6 於札内川流域=7 滝田川流域=3.6	—
指定河川洪水予報による基準				
石狩川下流 [奈井江大橋]				
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。 ※流域雨量指数基準における「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※複合基準における「〇〇川流域=(△△, 〇〇)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。(町では複合基準はない) ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。				

(4) 洪水警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準
空知地方	中空知	浦臼町	札的内川流域=7.7 浦臼内川流域=6.9 黄臼内川流域=7 於札内川流域=8.8 滝田川流域=4.5	—
指定河川洪水予報による基準				
石狩川下流 [奈井江大橋・月形]				
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。 ※流域雨量指数基準における「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※複合基準における「〇〇川流域=(△△, 〇〇)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。(町では複合基準はない) ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。				

(5) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル (大雨警報（浸水害） の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(6) 大雨特別警報発表基準

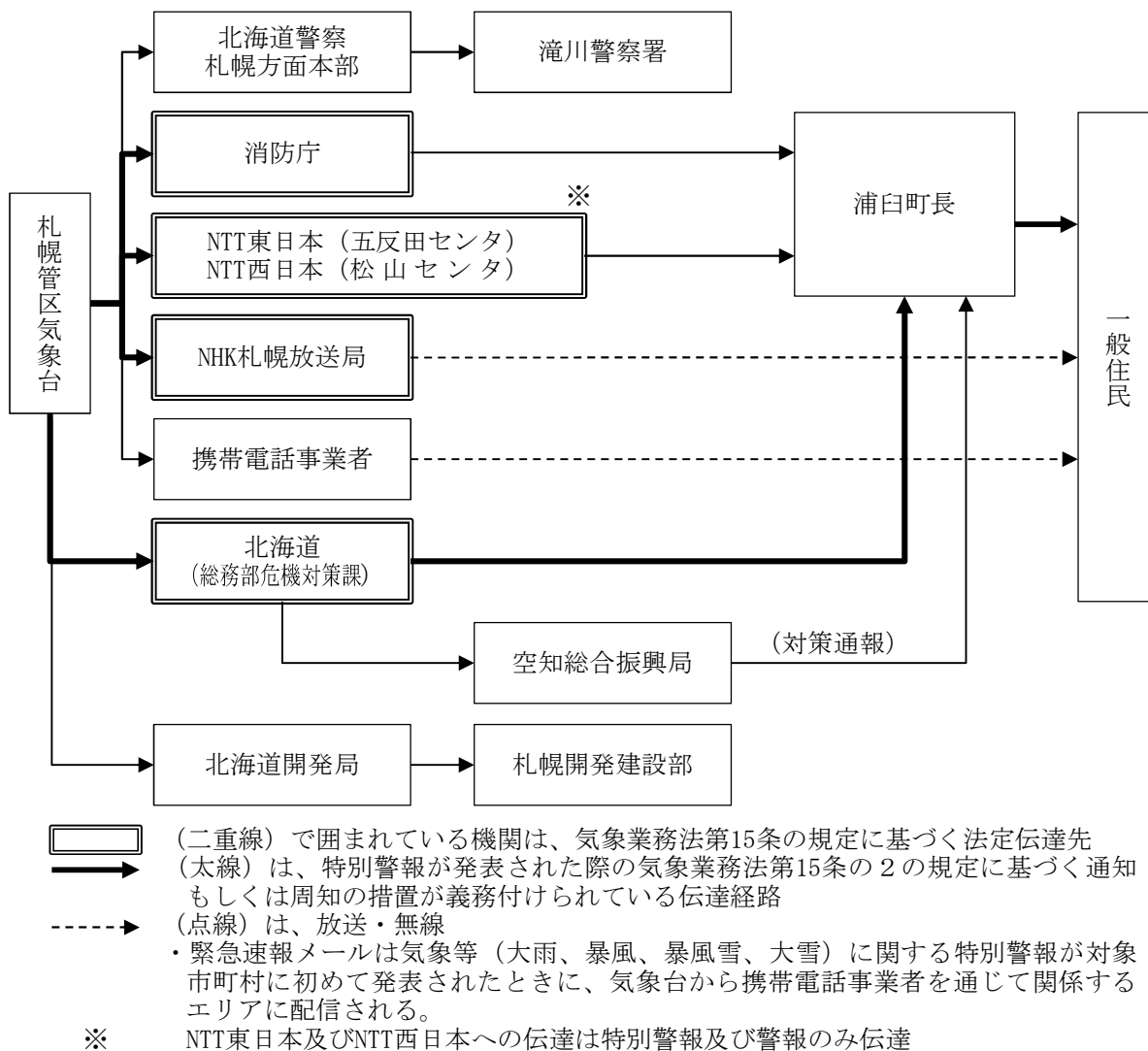
現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

(7) 気象庁が発表する特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等について一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

3 警報等の伝達経路及び手段



第2節 洪水予報河川における洪水予報

第1 種類及び発表基準

道知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者（町長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

第2 国が行う洪水予報

1 洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区域
石狩川（下流）	石狩川	左岸 旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋 から 海
		右岸 旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋 から 海
	徳富川	左岸 樺戸郡新十津川町字中央 から 石狩川への合流点
		右岸 樺戸郡新十津川町字中央 から 石狩川への合流点

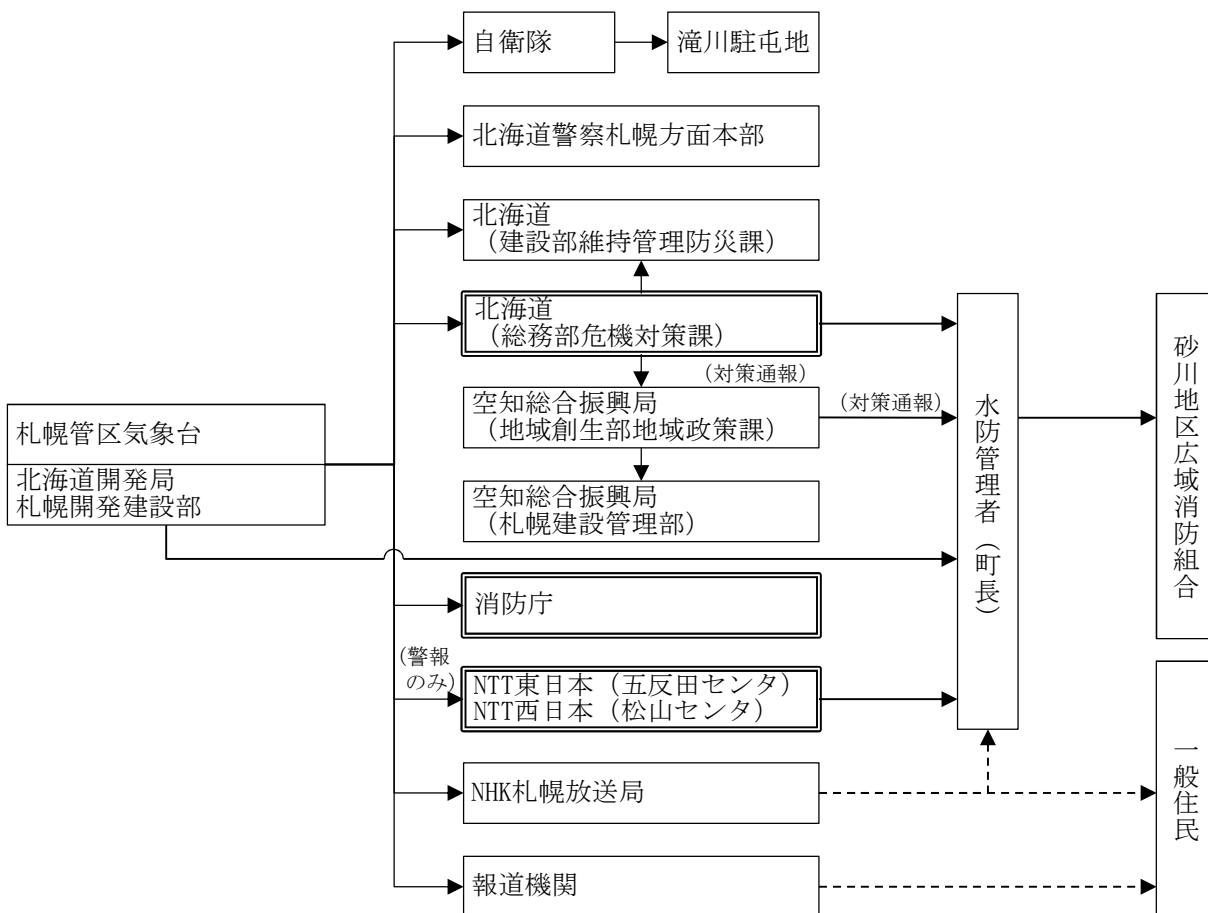
2 洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
石狩川（下流）	石狩川	奈井江大橋	浦臼町黄臼内	14.0	15.8	19.7	20.0
		橋本町	新十津川町中央89番地	23.2	24.6	26.5	27.0
		月形	岩見沢市北村豊正42-12	10.4	12.3	15.3	15.6

3 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
石狩川（下流）	札幌開発建設部 札幌管区气象台

4 洪水予報の伝達経路及び手段



※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 -----▶ は、放送・無線
 NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

第3節 水防警報

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであり、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

第2 洪水時の河川に関する水防警報

1 種類及び発表基準

道知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者（町長）その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

2 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
石狩川	左岸 旭川市神居古潭166番地先道道神納橋 から 海 右岸 深川市納内町字納内字納内3945番の3番地先道道神納橋 から 海
徳富川	左岸 新十津川町字中央 から 幹川合流点 右岸 新十津川町字中央 から 幹川合流点

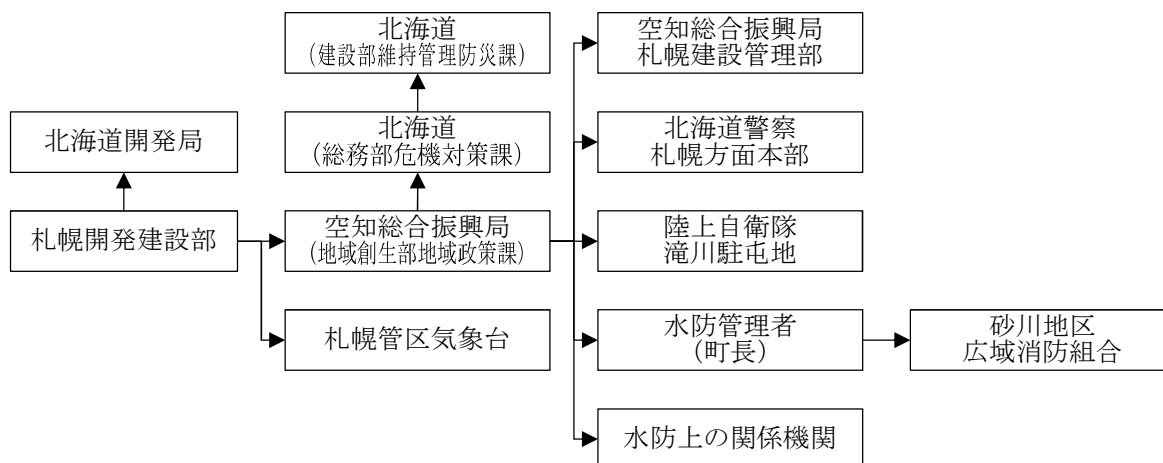
(2) 水防警報の対象となる基準観測所

予報 区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位
石狩川 (下流)	石狩川	奈井江大橋	浦臼町黄白内	14.0	15.8	19.7	20.0
		橋本町	新十津川町中央89番地	23.2	24.6	26.5	27.0

(3) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
石狩川	札幌開発建設部 (滝川河川事務所)

(4) 水防警報の伝達経路及び手段



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

第1 水位観測所

所管事務所	観測所名	水系名	河川名	観測所所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
札幌開発建設部	奈井江大橋	石狩川	石狩川	浦臼町 黄白内	14.0	15.8	19.7	20.0	20.74

第2 水位の通報

観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超える場合、その水位は国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、町は、随時情報の把握を行う。

第3 障害時の水位の通報

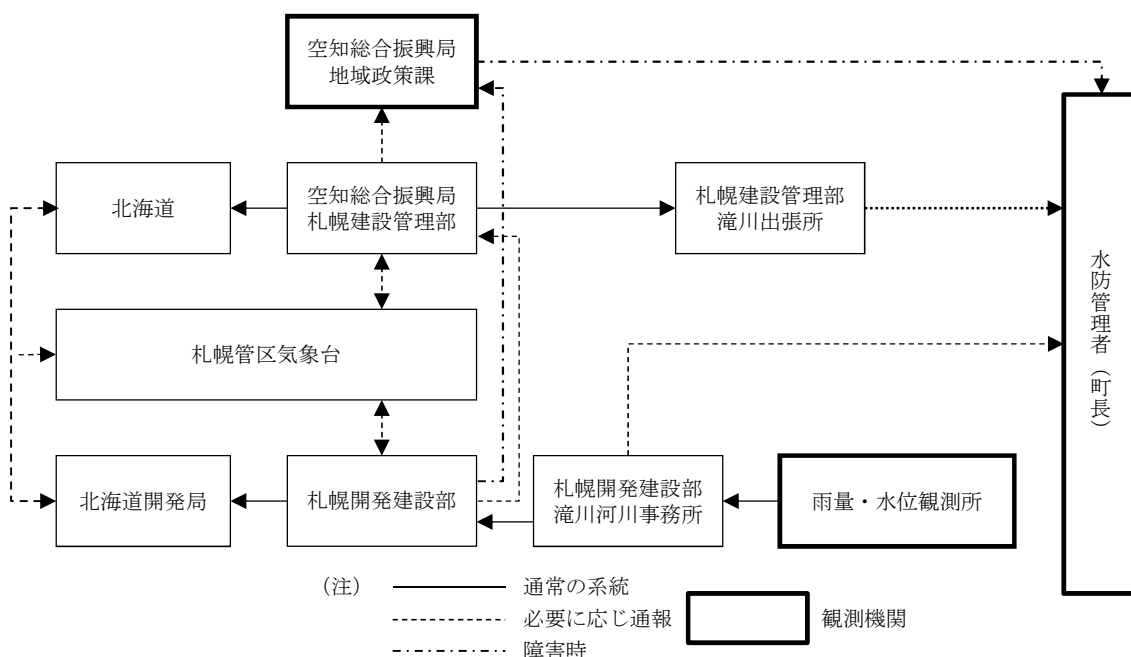
北海道開発局札幌開発建設部は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、第4に定める水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- 1 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 3 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再びはん濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- 4 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- 5 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- 6 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

第4 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。



第5 水位の公表

北海道開発局札幌開発建設部は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表を行うため、町は、随時確認を行う。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。

第6 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知することとする。

第2節 雨量の観測及び通報

第1 雨量観測所

町内の雨量観測所は、北海道開発局管理の雨量観測所が3箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所ある。

1 国所管

観測所名	位置	管理者
晩生内（道路）	浦臼町字晩生内307-4地先	札幌開発建設部（道路）
浦臼	浦臼町於札内325の73	札幌開発建設部
奈井江大橋	浦臼町黄臼内	

2 気象庁所管

観測所名	位置	管理者
浦臼（気象）	浦臼町浦臼内	札幌管区気象台

第2 雨量の通報

1 雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載され、これにより町への通報がなされる。

2 障害時の雨量の通報

観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、本章第1節第4「水位等通報系統図」に沿って町へ通報される。

通報は電話又は防災行政無線により行い、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- (2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

第1 気象情報

1 気象庁

(1) あなたの街の防災情報

気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（危険度分布）、気象警報・注意報等

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

(2) 気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

(3) アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

(4) 雨雲の動き

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

(5) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(6) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

第2 雨量・河川水位

1 国土交通省

(1) 川の防災情報

雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等

<https://www.river.go.jp/>

第3 北海道の防災情報

1 北海道

(1) 北海道防災ポータル

気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス

<https://www.bousai-hokkaido.jp/>

第4 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」・「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

2 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第7章 水門等の操作

第1 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

本町の区域内に設置された水門等の内水排除施設は、資料6のとおりである。

資料6 樋門・樋管等の設置場所

資料編P. 14

第2 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

第3 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に従って連絡し、やむを得ない理由により、操作規則等によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体（町）及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2 水防管理団体（町）の通信施設

水防管理団体（町）は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

3 連絡責任者

水防管理団体（町）及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用によって行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第3 通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。
なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

- ア 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
- イ NTTコミュニケータがでたら
 - (ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
 - (イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - (ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	(1) 気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	(1) 水防機関相互間 (2) 消防機関相互間 (3) 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	(1) 消防機関相互間 (2) 災害救助機関相互間 (3) 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	(1) 輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	(1) 通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	(1) 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 防衛機関相互間 (3) 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	(1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と本表の1～7に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故 その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (上記アの表の8に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	(1) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体(上記アの表及び本表の1～4(2)に掲げるものを除く)相互間

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 浦臼町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

イ 浦臼町防災行政無線による通信

浦臼町防災行政無線(移動局を含む。)を利用して情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

ウ 消防無線による通信

砂川地区広域消防組合及び消防車に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。

(2) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び札幌開発建設部を経て行う。

(3) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(4) 警察電話等による通信

滝川警察署の専用電話又は無線電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(5) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び札幌方面本部、滝川警察署、同移動局(パトカー)等を経て行う。

(6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、空知総合振興局、又は町等を経て行う。

(7) 北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)の専用電話による通信

北海道電力（株）の本店、支社等及びネットワーク（株）の本店、支店、ネットワークセンターを經て行う。

(8) 東日本電信電話（株）の設備による通信

東日本電信電話（株）北海道事業部が防災関係機関（町等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

(9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から8号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 台数

(ウ) 使用目的及び必要とする理由

(エ) 使用場所

(オ) 借受期間

(カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省 北海道総合通信局 防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第4 通信連絡系統

水防を実施するための関係機関との通信連絡系統は、資料7のとおりである。

資料7 水防関係機関等との通信連絡系統

資料編P. 15

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 水防資器材の保有状況調査

水防管理者（町長）は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

第2 水防資器材の備蓄

水防管理者（町長）は、水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄するものとする。

第3 水防用土砂の採取

水防管理者（町長）は、水防活動の実施に必要な土砂採取場を調査し、常に採取可能な状態としておくものとする。

水防用土砂採取場は次のとおりとする。

土砂採取場の地名

浦臼町字於札内381番地の78地先

第2節 輸送の確保

第1 輸送路線の確保

水防管理者（町長）は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、浦臼町地域防災計画第5章第15節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

第1 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、災害対策本部が設置されたときは、浦臼町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

1 非常配備基準と体制

非常配備基準と体制は、次のとおりとする。ただし、災害の規模及び特性に応じ、基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

種別	配備の時期	配備の内容	任務	配備要員
第1非常配備 (準備)	1 気象情報等により災害の発生が予想される時、又は気象警報を受けたとき。 2 その他、本部長が当該配備を必要と認めたとき。	情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第二非常配備に移行し得る体制を整えておくこととする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	各課長及び総務課・産業建設課の係長以上の職員、防災担当職員
第2非常配備 (警戒)	1 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき。 2 その他本部長が必要があると認める時。	災害の発生とともに、関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動ができる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	全職員
第3非常配備 (出動)	災害対策本部設置基準によるとともに浦臼町を含む地域に特別警報が発表されたとき。	災害対策本部全職員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処置を講じて災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する。また、特別警報を受けた場合には、非常に危険な状況であり、直ちに最善を尽くして身を守るように住民へ呼びかける。	災害業務全般の実施	全職員

(注) 水防管理者(町長)は非常配備を指令したときは、水防に関係する機関に通知するとともに、空知総合振興局に報告するものとする。

2 消防団（水防団）及び消防機関の非常配備基準

種別	配備の時期	配備内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2 石狩川氾濫注意情報が発令され、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 4 道知事から待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況に応じ直ちに出勤できるような非番の職員に対し自宅待機を指示すること。 2 重要水防区域、その他水防注意を要する箇所非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況程度によって一部の職員又は団員を招集し、隊の増強を行うこと。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 石狩川氾濫警戒情報及び水防警報河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 道知事から出勤準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 非番消防職員の半数及び団員の半数を招集し、隊の編成を行うこと。 2 消防（水防）本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に努めること。 3 出動車両の点検整備を行うこと。 4 水防資器材及び各隊装備機材の整備及び準備を行うこと。 5 出動の場合の順路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所非常監視警戒の強化を行うこと。
出勤	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川に水防警報（出勤）が発令されたとき。 2 石狩川氾濫警戒情報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警戒又は洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水（水があふれる）、決壊等のおそれがあるとき。 4 道知事から出勤の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び団員の全部を収集し隊の編成を行い、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時

水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員（水防団員）等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2 出水時

水防管理者等は、非常配備体制を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料4及び資料5に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、空知総合振興局長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章第6節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- 1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- 7 ため池については、次の事項に注意するものとする。
 - (1) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - (2) 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - (3) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - (4) 流入水及び浮遊物の状況
 - (5) 周辺の地すべり等の崩落状況

資料4 重要水防箇所・大臣管理区間
資料5 重要水防箇所・知事管理区間

資料編P. 11
資料編P. 13

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料8のとおりである。

その際、消防団員（水防団員）は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員（水防団員）が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

資料8 水防工法一覧表

資料編P. 16

第4節 緊急通行

第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）及び消防機関に属する者並びに水防管理者（町長）から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第2 損失補償

水防管理団体（町）は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の設定

第1 警戒区域の設定

法第21条の規定により、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

第1に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3 警戒区域設定の報告

前第1において警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者（町長）、消防長及び警察署長に報告するものとする。

第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか浦臼町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」の定めるところによる。

第1 避難及び立退きの指示

- (1) 法第29条の規定により、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。
なお、水防管理者（町長）が指示をする場合においては、滝川警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者（町長）が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者（町長）から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者（町長）に通知するものとする。

第3 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、浦臼町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」及び第15節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

第4 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

資料9に示す浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、防災行政無線、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

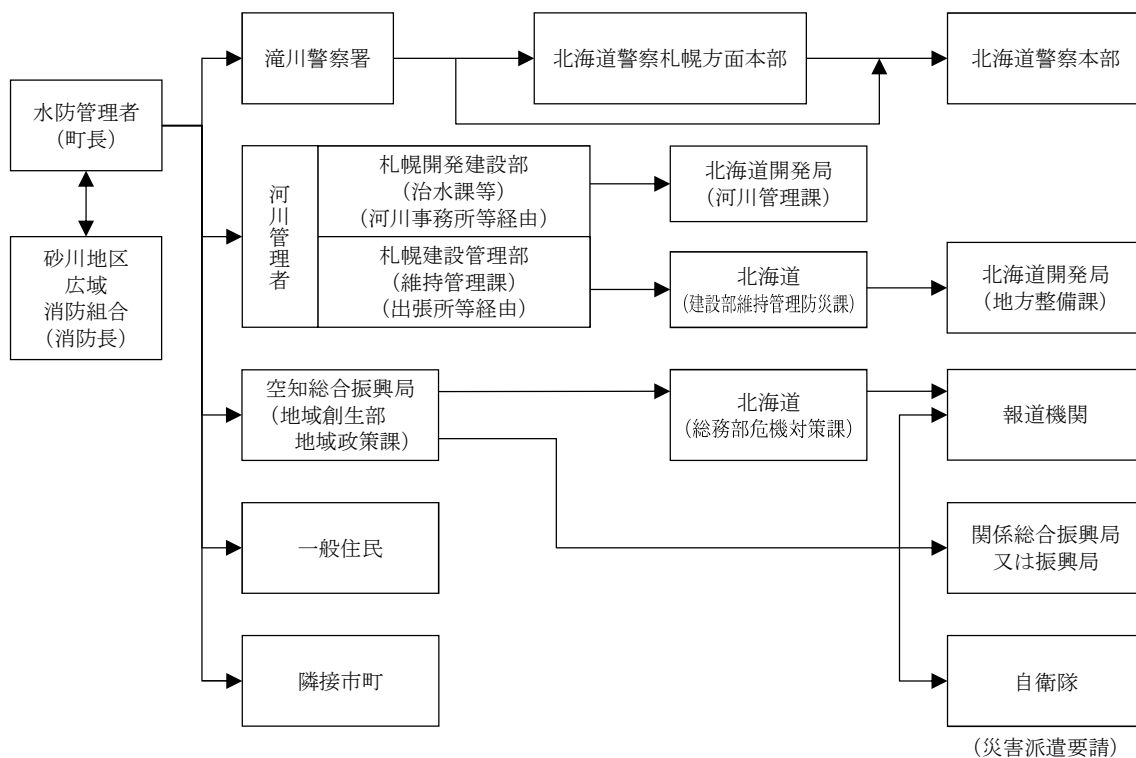
第1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

第2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、以下のとおりとする。



(注) 消防機関の長、消防団長（水防団長）は水防管理者（町長）が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

第1 水防管理団体（町）の非常配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、空知総合振興局に報告するものとする。

第2 消防団（水防団）の非常配備の解除

消防団（水防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者（町長）が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員（水防団員）は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防団員（水防団員）及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 水防管理団体（町）の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

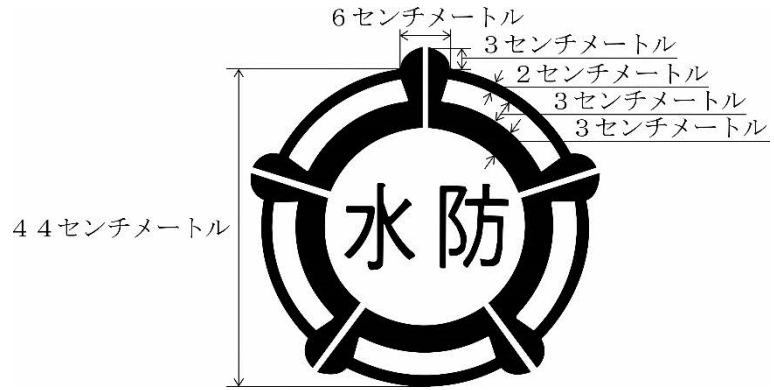
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 5秒 ○－休止 ○－休止

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、様式1のとおりとする。

様式1 水防立入検査証

資料編P. 24

第12章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者（町長）が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞（例）

- （1）水防管理団体（町）に対して、河川に関する情報（〇〇川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- （2）水防管理団体（町）に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者（町長）等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （3）堤防等が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- （4）重要水防箇所の合同点検の実施
- （5）水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6）水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （7）水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞（例）

- （1）水防管理者（町長）に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- （2）水防管理者（町長）に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- （3）町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- （4）水防管理者（町長）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、他の市町村長又は他の消防機関の長に対して応援を求めることができる。

また、他の市町村長又は他の消防機関の長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者（町長）の所轄の下に行動するものとする。

なお、法第23条第1項の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりである。

	市町名	市役所・役場	消防本部
浦臼町 68-2111 砂川地区広域消防組合 消防本部 0125-54-2196 砂川地区広域消防組合 砂川消防署奈井江・浦臼支署 0125-65-2259	美唄市	0126-62-3131	0126-66-2226
	新十津川町	0125-76-2131	0125-76-2619
	月形町	0126-53-2321	0126-53-2154
	奈井江町	0125-65-2111	0125-65-2259
	当別町	0133-23-2330	0133-23-2537

第3 警察官の援助要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、滝川警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ滝川警察署長と協議しておくものとする。

第4 自衛隊の派遣要請

水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2及び浦臼町地域防災計画第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、道知事（空知総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、道知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（町長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5 国（札幌開発建設部滝川河川事務所、札幌管区气象台等）との連携

1 水防連絡会

町は、道や札幌開発建設部滝川河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況については札幌開発建設部滝川河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については札幌管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有

に努めるものとする。

第6 企業との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して企業と協定を締結している。協定書は浦臼町地域防災計画資料編に添付のとおりである。

また、水防管理者（町長）より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証（様式2）を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

様式2 水防活動委任証

資料編P. 20

第7 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

第1 費用負担

- 1 法第41条の規定により、水防管理団体（町）の水防に要する費用は、当該水防管理団体（町）が負担するものとする。
- 2 法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体（町）の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体（町）が協議して定めるものとする。

第2 利益を受ける市町村の費用負担

- 1 法第42条第1項の規定により、水防管理団体（町）の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
- 2 法第42条第2項の規定により、負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体（町）と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。
- 3 法第42条第3項の規定により、当該協議が成立しないときは、水防管理団体（町）は道知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

第1 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両その他の運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者（町長）から委任を受けた民間事業者等は上記1から4（2における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の委任を受けた者は、様式3に定める委任証を携行し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

様式3 公用負担権限委任証

資料編P. 21

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式4に定める証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式4 公用負担命令票

資料編P. 22

第4 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲消防団（水防団）とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体（町）の所見

第2節 水防報告

第1 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

- （1）消防団（水防団）及び消防機関を出動させたとき。
- （2）他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- （3）その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

様式5 水防報告様式例

資料編P. 23

第2 水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書（様式6）を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

様式6 水防活動実施報告書

資料編P. 24

第15章 水防訓練

第1 水防訓練

町は、毎年出水期前に、消防団（水防団）、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、町が主催する水防研修や札幌開発建設部が主催する水防技術講習会へ消防団員（水防団員）を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1 洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本町に関係する洪水浸水想定区域図は、次のとおりである。

石狩川水系 石狩川下流 洪水浸水想定区域図

(令和元年6月公表：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部)

石狩川水系 徳富川 洪水浸水想定区域図

(平成29年2月公表：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部)

第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浦臼町防災会議は、洪水予報河川について、浦臼町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
(浦臼町地域防災計画 本編 第3章 第2節 第2の4等)
- 2 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
(浦臼町地域防災計画 本編 第4章 第6節 第2等)
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
(浦臼町地域防災計画 本編 第4章 第2節 第2等)
- 4 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの施設の名称及び所在地
(浦臼町地域防災計画 本編 第4章 第11節 第2等)

第3 洪水ハザードマップ

町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第4 予想される水災の危険の周知等

本町では、洪水予報河川のほか、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川やため池等について、シミュレーションによって当該河川等の氾濫時における浸水が想定される範囲、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、ハザードマップの配布等により公表し、住民等に周知している。

第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により浦臼町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

第17章 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定

水防管理団体（町）は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と消防団（水防団）等の連携

水防協力団体は、消防団（水防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、消防団（水防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。